



法務史料
展示室だより

第 61 号 (令和 7 年 3 月)

法史 見聞帖

耳助
事件簿

CASE 12

山崎今朝弥懲戒事件

大正10年(1921)、呉市で発行された『民権新聞』の記事が新聞紙法第41条の「安寧秩序ヲ紊シ」に当たるとして、発行人の小川孫六と寄稿者の丹悦太が第1審と第2審で有罪となりました。そこで、上告をするべく、弁護を依頼した人物こそ、豊かな奇想で独特の奇文を書き、奇行の逸話は枚挙にいとまがなく、雑誌の発行を道楽とした社会派弁護士、山崎今朝弥です。山崎は24歳の年、明治34年(1901)に明治法律学校を卒業し、司法官試補として勤務しましたが、一年も経たないうちに辞職し、渡米。同40年に帰国してから、弁護士の活動するなか、小川と丹から弁護の依頼があり、無料で快諾したといいます。上告の結果、大審院で原審は破毀され、小川と丹は晴れて無罪となりました。

しかし、山崎が上告趣意書で判事たちを「偉大なる低能児の化石」と揶揄したことが東京弁護士会会則第39条に該当するとして、懲戒裁判の開始が大正11年4月19日付けで決定されます。決定通知を受けた山崎は、懲戒裁判所の判事が予断をもっていると忌避

を申し立てましたが、却下されたため、忌避却下決定に抗告したものの、それも退けられました。山崎は法廷に出向かず、同年6月12日の欠席裁判で停職4ヶ月という判断が下されます。大審院に不服を申し立てるも、すぐに取り下げたため、処分が確定されました。

「偉大なる低能児の化石」という言葉は、当時の司法大臣大木遠吉が「司法官の化石」と呼ばれていたことからヒントを得たらしいですが、様々な紙面で取り上げられ、注目を集めたといえます。また、山崎自身も種々の「公約」を発表し、例えば、懲戒裁判の結果が譴責ならば判決文に判事の自署を書いてもらって世間に売り出す、罰金ならば支払いのために義捐金を募る、停職ならば「懲戒になるまで」あるいは「低能になるまで」という小説を書くなどと公言して世間を賑やかしました。実際に停職が確定すると、各方面に「休暇四ヶ月の恩命を蒙りました」と葉書を送り、経緯をつづった一種のエッセイも出版します。型にはまらない山崎今朝弥の面目躍如ともいえるでしょう。(高田久実)



山崎今朝弥
(明治大学史料センター所蔵)

第三十九條 會員及客員ニシテ其職務ヲ盡サス又ハ職務ノ内外ヲ問ハス其體面ヲ汚シ若クハ風紀ヲ害スヘキ行爲及辯護士法其他本則ニ違反シタル行爲アリタルトキハ辯護士法第三十一條ノ手續ヲ爲スヘシ但其行爲ニシテ懲戒訴追ヲ求ムルニ足ラサルモノト認メタルトキハ將來ヲ諭告スルコトヲ得

東京弁護士会会則第39条
(東京弁護士会事務所編
『東京弁護士会史』
東京弁護士会事務所、
1935年、国立国会図書館
デジタルコレクション)

判決

◎辯護士懲戒判決 東京地方裁判所所屬辯護士山崎今朝弥ニ對スル懲戒事件ニ付去月十二日東京控訴院ニ於ケル懲戒裁判所ニ於テ左ノ通判決アリタル處同二十九日確定シタリ

判決

東京市新橋田町十九番地平民
東京地方裁判所所屬辯護士
山崎今朝弥

右ニ對スル懲戒事件ニ付キ檢事三浦榮五郎千與ノ上審判スル如
左
主 文
被告今朝弥ヲ停職四月ニ處ス

理由

被告今朝弥ハ東京地方裁判所所屬辯護士ニシテ其業務ニ從事中曩ニ第二審トシテ廣島地方裁判所刑部ニ繫屬シタル新聞紙法違反被告事件ニ付キ判決ヲ以テ有罪ノ言渡ヲ受タル被告小川孫六同丹悦太ノ選任ニ因リ同被告事件ノ上告審ニ於ケル辯護人ト爲リ大正十一年二月二十日上告趣意書ヲ大審院ニ提出シタル所其論旨中第一點前段ニ於テ「廣島地方裁判所カ前記被告人等ニ對シ有罪ナリト認定シタル新聞紙ノ記事ハ文詞用語頗ル冷僻平凡奇矯ニ失セズ激越ニ渉ラス十數年來萬人ノ文章演說ニ上リ都鄙各所ニ行ハレタル當泰ノ論議ナレハ毫末モ社會ノ平靜ヲ害リ共同ノ生活ヲ亂スモノニアラス」トノ旨ヲ說テ更ニ第二段ニ於テ「若シ之ヲシモ強ヒテ安寧秩序ヲ破壞スルモノナリトセハ毎日日常ノ新聞雜誌ハ悉ク秩序紊亂ノナリ之ヲ不問ニ付スル全國ノ司法官ハ前記有罪判決ニ關與シタル判事山浦武四郎江本清平西条芳二郎三名ヲ除クノ外皆ナ偉大ナル低能児ノ化石ナリト謂ハサルヲ得ス天下豈此ノ如キ理アラシヤ然ラハ廣島地方裁判所カ迄ヲ以テ安寧秩序ヲ紊亂スルモノト爲シ新聞紙法ノ罰條ニ問擬シタルハ不法モ亦甚シク眞ニ呆キレテ物カ言ヘスト云ハサルヲ得ス」トノ語句ヲ羅列シタルモノナリ

設懸ヲ案スルニ(中略)記事ノ掲載アルニ依リ判事事實ヲ認定スルニ十分ニシテ其第二段ノ論旨ハ前段ノ趣旨ヲ布衛釋明スルニ付キ何等必要ナク唯徒ニ判決裁判所ノ構成員ヲ刺謔シタルニ止リ當該被告事件ノ上告趣意書トシテ甚シク不謹慎ナル言辭ヲ弊シタルモノト謂ハサルヲ得ス其行爲ハ辯護士ノ體面ヲ汚スヘキモノニシテ東京辯護士會會則第三十九條ニ該當スルヲ以テ辯護士法第三十三條第三號ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

大正十一年六月十二日

東京控訴院ニ於ケル懲戒裁判所

裁判長判事 牧野菊之助
判事 西郷 陽
判事 遠藤 武治
裁判所書記 澤路 茂樹



『陸軍治罪法釈義』 井上義行著 (博聞社蔵版、明治22年)

明治4年(1871)、天皇を護衛する御親兵が薩長土の3藩献兵により組織されると、軍法として海陸軍刑律が定められました。その後、徴兵令の制定により国民に兵役義務が課されます。旧刑法・治罪法は一般の刑法・刑事訴訟法ですが、これら「法典の近代化」とあわせて、海陸軍刑律は明治14年末に陸軍刑法・海軍刑法へと改められました。手続に関する法整備はやや遅れ、明治16年に陸軍治罪法が制定されます。同法は、ナポレオン3世下のフランスにおいて定められた1857年陸軍司法法(Code de justice militaire pour l'armée de terre)の影響を受けていると言われています。

明治16年陸軍治罪法(太政官第24号布告)は、軍法会議について決めました。軍法会議は、軍人や軍属による犯罪を裁く機関です。大日本帝国憲法は軍法会議を明示しませんでした。憲法発布の前年、陸軍治罪法は「法律」として改めて制定されます。

本書は、明治21年陸軍治罪法(法律第2号)をその編別に従って逐条的に解説したものです。執筆者の井上義行は、明治5年頃より軍の司法部門に出仕し、陸軍刑法・同治罪法の編纂に従事しました。陸軍刑法の制定過程に

おいては、元老院で内閣委員として法案の説明にあたり、明治15年に『陸軍刑法釈義』を著しています。井上は、軍法会議を設置する目的について、本書において「軍隊の便宜」と「軍紀の維持」を挙げています。

なお、陸軍治罪法は大正10年(1921)に陸軍軍法会議法に変わり、戦後に廃止されました。(三田奈穂)



『陸軍治罪法釈義』の扉

近代司法の担い手たち

川路 利良 1834-1879年

令和6年(2024)、警視庁は創設から150年を迎えました。警視庁(当初は東京警視庁といいました)創設のきっかけとなった建議を行うとともに、発足当初にそのトップである「大警視」に就任したのが川路利良(かわじ・としよし)です。

日本の警察機構を作り上げた立役者ともいえる川路ですが、東京警視庁の創設前、警察業務は司法省(現在の法務省)の管下であり、川路もまた司法省の官吏として働いていました。初代司法卿(現在の法務大臣)・江藤新平のもと、川路は同僚7名とともに明治5年(1872)という早い時期に欧州各国を視察し、視察先で得た知見をもとに、同庁の創設を唱えたのです。

川路が認めた「建議草案」(『警視庁史稿』)は、警察を

「良民ヲ保護シ内国ノ氣力ヲ養フ者」とした上で、西洋各国に倣って首都・東京には首都警察(東京警視庁)を置き、その他の府県では各知事が警察業務を管掌すべきことや、犯罪の捜査を担当する司法警察とそれ以外の業務にあたる行政警察とを区分すべきことなどを記しています。その後の変遷はありますが、いずれも、現在の警察制度の骨格となる提案であったといえるでしょう。

明治12年、川路は2度目の渡欧中に体調を崩し、帰朝後間もなく亡くなりましたが、その功績は忘れられることなく、現在でも警視庁警察学校(東京都府中市)に川路の銅像が建つなど、警察官にとって身近な存在であり続けています。(兒玉圭司)